

高額療養費・限度額適用認定

高額療養費は、医療費が高額になった場合に、被保険者の標準報酬月額により設定された上限額まで自己負担を軽減する制度です。

高額療養費の受給方法

窓口で 高額医療費分を差し引いた額を自己負担額 として支払う	マイナンバーカードを健康保険証として使う
	限度額適用認定証を窓口へ提出する
窓口で自己負担全額を支払い、 後日、健保から給付を受ける	公費や助成金の対象者以外は手続不要

限度額適用認定証	申請	受診者の意思で医療費の窓口負担を限度額以内に収めることを希望される場合は「限度額適用認定申請書」を健保へ提出してください。高額療養費として被保険者に支給する費用を健保から医療機関などに直接支払います。 マイナンバーカードを健康保険証として使用される場合は、医療機関などで自動的に限度額が適用されますので、限度額適用認定証の交付を申請する必要はありません。
詳しくはこちら		

高額療養費支給申請	健保へ 問合せ	医療費が高額になる場合に「限度額適用認定証」を利用されなければ、高額療養費が支給されます。 (原則、自動給付) 但し、公費や助成金の受給対象者は自動計算の対象から外れますので、当健保からの問い合わせや市区町村からの照会がありましたら対応をお願いいたします。概ね、健保から自治体に支払われます。 マイナンバーカードを健康保険証として使用される場合は、医療機関などで自動的に限度額が適用されますので、高額療養費は医療機関などへ支払われます。
詳しくはこちら		

マイナンバーカードの「健康保険証」機能について

2021年10月20日から、マイナンバーカードの健康保険証利用の本格運用がスタートしました。

マイナンバーカードを健康保険証として利用するには利用申込が必要ですが、マイナポータル や セブン銀行 ATM、医療機関・薬局の顔認証付きカードリーダーで簡単に申込が可能です。

マイナンバーカードを健康保険証として使用することで、通常受診はもちろん、医療費が高額になった際に自己負担を軽減するための「限度額適用認定証」や70歳以上の方が減額を受ける「高齢受給者証」の提示が不要になるなどのメリットもあります。

マイナンバーカードの健康保険証利用施設を検索できるサイトはこちら

[お医者さんガイド \(株式会社セットアップ\)](#)
[Caloo 病院口コミ検索サイト \(カルー株式会社\)](#)
[e-NAVITA \(表示灯株式会社\)](#)
[病院なび \(株式会社eヘルスケア\)](#)

マイナポータル (利用申込)

https://myrna.go.jp/html/hokenshoriyou_top.html